



## 全国一斉 「高齢者・障害者の 人権あんしん相談」強化週間

高齢者や障がい者に対する虐待などは、依然として数多く発生しています。こうしたことから、高齢者や障がい者をめぐるさまざまな人権問題の取り組みを強化するため、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間が次のとおり実施されます。お気軽にご相談ください。

### ◆相談内容

高齢者や障がい者をめぐるさまざまな人権問題について

### ◆相談電話

☎ 077-522-4673  
(大津地方法務局人権擁護課内)

### ◆相談日時

9月6日(日)～9月12日(土)  
午前8時30分～午後7時まで  
※土・日曜日は午前10時～午後5時まで

### ◆相談員

人権擁護委員および法務局職員  
\*この期間以外にも法務局職員、人権擁護委員は相談に応じています。

## 滋賀県交通安全スローガンを募集します

交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない、安全で住みよい湖国滋賀を築くため、平成22年度の交通安全キャンペーン等に広く使用する「交通安全スローガン」を募集します。

### ●募集期間

9月21日(月)～10月31日(土)

### ●応募資格

滋賀県内に在住もしくは勤務・通学されている方  
(作品は自作・未発表のものに限ります)

### ●募集のテーマ

県民みんなで交通安全をすすめる雰囲気がある、滋賀県らしい特徴のあるもの。

### ●応募方法

スローガン、住所、氏名、年齢、電話番号、職業(学生の場合は学校名・学年)を記入の上、ハガキにて住民課生活環境交通担当または、滋賀県交通政策課(交通対策協議会)まで応募してください。

※ハガキ1枚につき作品を1点記入してください。

### ●作品の審査等

作品の審査は、滋賀県交通対策協議会において行われます。入賞者には、薄謝が贈呈されます。

### ●応募・問い合わせ先

#### ◆住民課 生活環境交通担当

〒529-1698 日野町河原一丁目1番地  
☎ ②6578 有線 ⑤7784

#### ◆滋賀県交通政策課(交通対策協議会)

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
☎ 077-528-3682

## 国民年金からのお知らせ

一部免除の承認を受けられた方へ！  
保険料の納付が必要です！

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除(4分の1納付・半額納付・4分の3納付)が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることとなります(将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません)。ケガや病気で「万が一」のことであっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。また、納期限から2年が経過すると時効により納めることができまませんので、ご注意ください。納付書がお手元ない方は、草津社会保険事務所にご連絡ください。

一部納付	保険料額(平成21年度)
1/4納付(3/4免除)	月額 3,670円
半額納付(半額免除)	月額 7,330円
3/4納付(1/4免除)	月額 11,000円

### ◆問い合わせ先

草津社会保険事務所 国民年金業務課  
☎ 077-1567-12220  
住民課 保険年金担当  
☎ ②6571 有線 ⑤7784